

各介護サービス事業者等 代表者 様

福井県健康福祉部長寿福祉課長

令和 6 年度 介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書の提出について（通知）

日ごろより県の高齢福祉行政にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和 6 年度介護報酬改定において、令和 6 年 6 月から「処遇改善加算」の制度が一本化（介護職員等処遇改善加算・（以下、新加算））され、加算率が引き上がることとなりました。

令和 6 年 4 月から 5 月分の「介護職員等処遇改善加算」・「介護職員等特定処遇改善加算」・「介護職員等ベースアップ等支援加算」（以下、旧 3 加算）および令和 6 年 6 月以降の新加算を算定する介護サービス事業者等については、各指定権者へ処遇改善計画書を提出する必要があります。

つきましては、「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和 6 年 3 月 1 5 日付け老発 0 3 1 5 第 2 号厚生労働省老健局長通知）などをお読みいただき、下記により処遇計画書を提出してください。

記

- 1 提出期限 令和 6 年 4 月 1 5 日（月）
- 2 提出様式 別紙様式 2 または別紙様式 6
※同一法人内の事業所数が 1 0 以下の介護サービス事業者等については、様式 6 により処遇改善計画書の作成・提出が可能です。
- 3 提出方法 Eメール
※メールの件名は「【】 処遇改善計画書」とし、【】 内に法人名を入力してください。
※ファイル名は「【】 別紙様式 2」とし、【】 内に法人名を入力してください。
- 4 提出先 福井県健康福祉部長寿福祉課
Eメール：hokaisei@pref.fukui.lg.jp
- 5 留意事項
 - ・必ず令和 6 年度の新様式を使用してください。
 - ・令和 6 年 4 月又は 5 月から新規に旧 3 加算を算定し始める場合又は旧 3 加算の区分を変更する場合、体制等状況一覧表等の届出を計画書と併せてご提出ください。なお、新加算の算定に係る体制届出については、他の加算と同様に、居宅系サービスは、令和 6 年 5 月 1 5 日、施設系サービスは、令和 6 年 6 月 1 日が届出期日となります。
 - ・複数の事業所を開設する法人等が計画書を一括で作成する場合は、全指定権者へ提出する必要があります。
- 6 新加算に関する問い合わせ先
厚生労働省相談窓口 電話番号：0 5 0 - 3 7 3 3 - 0 2 2 2
受付時間：9：0 0 ~ 1 8：0 0（土日含む）
- 7 その他
福井県健康福祉部長寿福祉課へは、メールにてお問い合わせください。